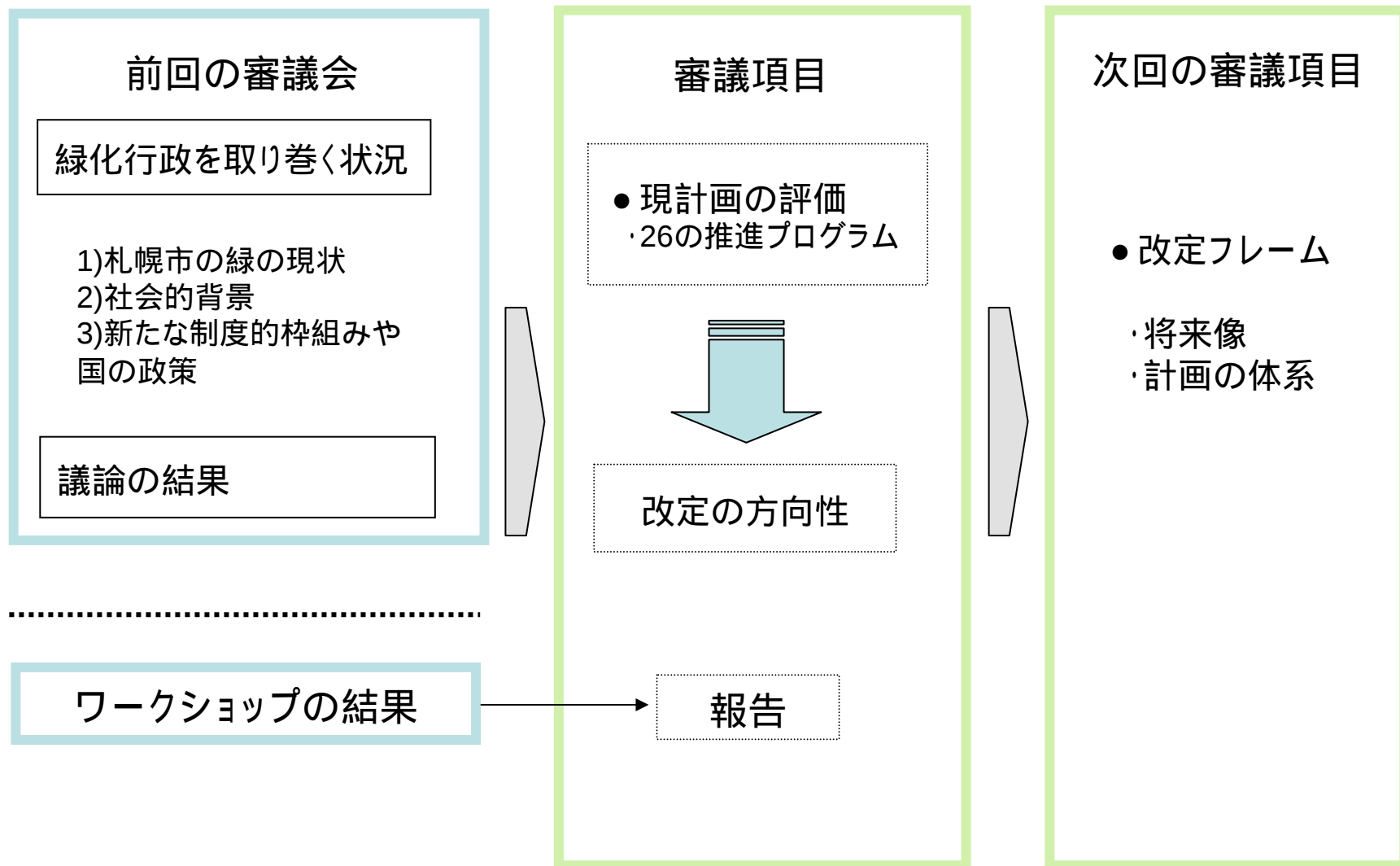


第58回 札幌市緑の審議会

報告事項

平成20年11月27日

審議内容について





前回の審議会での議論とりまとめ

- 1．市民との協働のさらなる推進
- 2．市街地の身近なみどりづくり
- 3．環境保全に向けた取組
- 4．経済性の視点
- 5．指標や重点施策

ワークショップの結果

“市街地のみどりづくり”と
“市街地近郊のみどりの保全”を
“協働の視点”で考えるワークショップ

1) ワークショップの開催概要

●参加者

みどりに関する活動を行っている市民、現緑の基本計画市民会議委員、さっぽろ緑花園芸学校受講生、当審議会委員、学生、合わせて27名の参加をいただきました。

●第1回目【10月18日(土)9:00～13:00】

内容: 札幌の身近なみどりづくりと環境保全活動の事例見学



↑ 西野都市環境林・西野川
(フォレストーズクラブ)



↑ 新琴似コミュニティガーデン・屯田防風林
(新琴似6番通り街づくりクラブ)



↑ アマとホップのフラワーロード
(AMAサポーターズ倶楽部)

●第2回目【10月25日(土)9:00～12:00】

内容: グループ議論

共通テーマ: 「協働による市民活動の推進」
個別テーマ: 「A-市街地のみどりづくり」
「B-市街地近郊のみどりの保全」



ワークショップの結果

2) ワークショップによる意見概要

共通テーマ：「協働による市民活動の推進」について

みどりに関する様々な市民活動（つくる・管理する・運営する）を行う上で、

活動の上でハードルとなっていること

活動団体におけるメンバーや資金確保のほか、他の団体とのネットワークづくり
みどりに対する関心の低さや意識の違い
多様な市民活動に対する行政の対応

活動を改善するために望むこと

活動に参加しやすいしくみづくりや、行政や他の団体とのネットワークの充実
自らが参加していくという市民意識の醸成
行政と市民の情報共有やコミュニケーションづくりの推進

市民がもっと関わっていけそうなこと、活動の延長線上でやっていきたいこと

新たな取組を進めたり、参加することによる活動のステップアップ
情報の発信や他の団体との情報共有の工夫
専門的な知識を持った人材の育成や確保のほか、子どもたちなどへの教育・啓発

ワークショップの結果

2) ワークショップによる意見概要

個別テーマA：「市街地のみどりづくり」について

市街地のみどり（身近なみどり）を増やしていくために、

着眼すべきこと

既存施設のほか、未利用地などのみどりを活用する場所の選定
公園や街路樹のほか、家庭のみどりを含めた地域の特徴に合わせたみどりのつくり方
みどりに関する制度の充実と周知・徹底
環境教育の推進
個人や企業への情報発信や地域でのネットワークづくり

進める上でハードルとなること

市街地におけるみどりの空間確保
行政と市民におけるみどりに対する意識の違い

札幌の市街地のみどりの将来像

公園、道路・河川などのみどりの活用と、地域における小さなみどりの活用
景観に配慮した地域の特徴をいかしたみどりづくり
市民の意見や活動を活用したみどりづくり
みどりに関する制度や、行政と市民との情報共有のしくみの充実

ワークショップの結果

2) ワークショップによる意見概要

個別テーマB：「市街地近郊のみどり保全」について

市街地近郊のみどりの保全（生物多様性の確保・創出・維持など）を進めるために、

着眼すべきこと

生物多様性に配慮したみどりのあり方
住宅地近郊などにおける保全されていないみどりの保全
みどりの視点からのまちづくり
自然に対する人の関わり方
行政と市民活動の連携

進める上でハードルとなること

貴重な緑の分断
自然に対する知識や意識の違い

札幌の市街地近郊のみどりの将来像

みどりの保全とネットワークの形成
みどりを守る制度の充実と、行政と市民との理解・協力

指定管理者制度導入の状況

指定管理者制度の目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費削減を図る。

制度導入の経過

札幌市が設置している都市公園2,627箇所(H20.4.1現在)のうち、指定管理者制度を導入しているのは、有料施設や特殊施設を備えた公園と、市民利用が多い公園である。平成18年4月から24公園、平成19年4月から15公園、合計39公園に制度を導入している。

評価の手法

- 利用者アンケートなどに基づいて、指定管理者自らの評価をもとに、当部で1次評価を実施している。
- また、2次評価として、総務局、財政局などが指定管理者の業務内容について評価を実施している。
- 監査委員による行政監査、包括外部監査人による外部監査により制度自体についての評価・検討が行われている。

成果

● 市民サービスの向上の観点

< 有料施設の利用期間、利用時間の延長 >

積雪寒冷地であること、また、大半が屋外施設であることから、野球場、陸上競技場、テニスコート、パークゴルフ場等の有料施設の多くは、冬季間は閉鎖せざるを得ないが、制度導入後は、積雪等の状況に応じて利用開始日を早める等柔軟に対応している。また、利用時間も季節に応じて延長している。

< 有料施設の共通回数券の発行等 >

指定管理者が連携し、複数のパークゴルフ場で利用可能な共通回数券を発行している。また、1日券を発行し、利用料金の実質的な値下げを行った事例もある。

< 各種自主事業の展開 >

公園施設を利用した指定管理者の自主事業として、ガーデニング、冬囲い等の講習会の開催、テニス、パークゴルフ等の教室や大会の開催、ドッグランの設置等、公園の機能の向上に資する新たな取組がなされている。

● 経費の節減の観点

制度導入初年度の指定管理費の額を基に、前年度との対比で経費の節減の効果を見ると、平成18年度から制度を導入した24公園の合計では約2億2千万円、平成19年度から制度を導入した15公園の合計では、約2千3百万円の効果があつた。

【平成18年度 指定管理者導入公園一覧】

NO	公募単位	公園名	指定管理者名
1	第1公募	大通公園	札幌市公園緑化協会
2	第2公募	中島公園	さっぽろパークマネジメントグループ
3		豊平川緑地 (南22条・南7条地区)	
4	第3公募	円山公園	札幌市公園緑化協会
5	第4公募	百合が原公園	札幌市公園緑化協会
6	第5公募	屯田西公園	みどりみらいプロジェクトグループ
7		新琴似グリーン公園	
8		太平公園	
9	第6公募	あいの里公園	北海道造園コンサルタント・王子木材緑化グループ
10		茨戸川緑地	
11	第7公募	モエレ沼公園	札幌市公園緑化協会
12	第8公募	川下公園	札幌市公園緑化協会
13		豊平川緑地(米里地区)	
14	第9公募	厚別公園	札幌市公園緑化協会
15	第10公募	豊平公園	札幌市公園緑化協会
16	第11公募	平岡公園	札幌市公園緑化協会
17	第12公募	平岡樹芸センター	札幌市公園緑化協会
18	第13公募	農試公園	札幌市公園緑化協会
19		発寒西陵公園	
20	第14公募	手稲稲積公園	稲積公園グループ
21		北発寒公園	
22	第15公募	前田森林公園	札幌市公園緑化協会
23		山口緑地	
24		前田公園	
25		星置公園	

【平成19年度 指定管理者導入公園一覧】

NO	公募単位	公園名	指定管理者名
26	第1公募	美香保公園	Aiふれあいグループ
27		伏古公園	
28		丘珠空港緑地	
29	第2公募	もみじ台緑地	あつべつグリーンパートナー
30		青葉中央公園	
31		大谷地流通団地東側緑地	
32	第3公募	西岡公園	札幌市公園緑化協会
33		西岡中央公園	
34		吉田川公園	
35	第4公募	藻南公園	KPCパークマネジメントグループ
36		石山緑地	
37		常盤公園	
38	第5公募	五天山公園	五天山・宮丘パークマネージメントグループ
39		宮丘公園	
40	第6公募	星観緑地	ほしみパークプロジェクト

【指定管理者制度の導入形態】

項目	形態	公園数	割合
指定管理者の 団体類型	財団	19箇所	47.50%
	財団・株式	2箇所	5.00%
	共同企業体	19箇所	47.50%
自治体出資の 有無	出資団体	21箇所	52.50%
	非出資団体	19箇所	47.50%
公募の有無	公募	40箇所	100%
	非公募	なし	0%

注 豊平川緑地は2箇所に分割している。